

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術【手術実績】

集計期間: 2025年(令7年)1月 ~ 2025年(令7年)12月

区分	手術分類	件数
区分1	ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	54
	イ 黄斑下手術等	45
	ウ 鼓室形成手術等	10
	エ 肺悪性腫瘍手術等	2
	オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	189
区分2	ア 靱帯断裂形成手術等	18
	イ 水頭症手術等	72
	ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	エ 尿道形成手術等	21
	オ 角膜移植術	0
	カ 肝切除術等	55
	キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	17
区分3	ア 上顎骨形成術等	10
	イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0
	ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
	エ 母指化手術等	0
	オ 内反足手術等	0
	カ 食道切除再建術等	2
	キ 同種死体腎移植術等	0
区分4	ー 胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術(通則4に掲げる手術を除く。)	1005
区分その他	ア 人工関節置換術	153
	イ 乳児外科施設基準対象手術	0
	ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	59
	エ 冠動脈・大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	122
	エ 経皮的冠動脈形成術	
	急性心筋梗塞に対するもの	6
	不安定狭心症に対するもの	8
	その他のもの	4
	オ 経皮的冠動脈粥腫切除術	1
	オ 経皮的冠動脈ステント留置術	
	急性心筋梗塞に対するもの	37
	不安定狭心症に対するもの	32
	その他のもの	75